

## 14. 通運事業運賃料金

### (1) 通運事業車扱貨物運賃料金

#### I 運賃料金の種別および額

##### 1. 基本運賃料金

##### (1) 基準料率表

種 別		号 級 別	A号級	B号級
発 送 料 ま た は 到 着 料	集貨または配達距離 10 キロメートルまで	1 トンまで ごとに	1,600 円	1,530 円
	集貨または配達距離が 10 キロメートルをこえ 50 キロメートルまでのものは、10 キロメートルまでを増すごとに	"	380	380
	集貨または配達距離が 50 キロメートルをこえるものは、10 キロメートルまでを増すごとに	"	310	310
駅託発送料 ま た は 駅留到着料	1 トンまでごとに		490	440

## (2) 割増および割引率表

## ア 割増率表

種 別	内 容	割 増 率	
品	特 大 品	ア. 1個の長さ4.5メートルまたは実重量200キログラム以上のもの イ. 1個の長さ8メートル、実重量1トンまたは容積5立方メートル以上のもの	3 割 臨時の約束によります。
	易 損 品	注1に掲げる貨物で、荷造りの状態または取扱上の注意を要するもの	2 割
目	危 険 品	ア. 火薬類、放射性物質(核原料物質を除きます。) イ. その他(ア以外で日本貨物鉄道株式会社の貨物品目分類表所定のもの)	10 割 3 割
	貴 重 品	日本貨物鉄道株式会社の貨物品目分類表所定のもの	5 割
割	急 送 品	注2に掲げる貨物で急送手配をするもの	2 割
	ば ら 物	作業困難なもの	5 割
増	動 物	生きているもの(付添人を付したものを除きます。)	2 割
	木 材	作業困難なもの	臨時の約束によります。
割	汚 損 品 等	注3に掲げる貨物で作業上いちじるしく身体衣類を汚損するものおよび衛生上有害なものまたは身体に危害を及ぼすおそれのあるもの	5 割
	数 物	ア. 運賃計算トン数1トン当り個数 70個以上のもの イ. 運賃計算トン数1トン当り個数 100個以上のもの	1 割 2 割
分 割 貨 物	荷主の要求により分割した貨物	3 割	
時 間 外 作 業	ア. 17時から21時まで、5時から8時まで	3 割	
	イ. 21時から翌日5時まで	5 割	
冬 期 作 業	別表(冬期作業割増)によります。		
大 都 市 集 配 作 業	ア. 東京都区内、大阪市内に所在する駅	加算額1トンまでごとに 110円	
	イ. 政令指定都市(大阪市を除く。)に所在する駅	加算額1トンまでごとに 90円	

注1 (易損品貨物)

- a. 加工炭(紙包のもの)、黒鉛製品、コルク製品
- b. 油脂ろう香油類で中古かん入りのもの
- c. 陶磁器類、かわら、れんが、ガラス類(荷造用を含みます。)、セメントおよびコンクリート製品、磚子、磚管
- d. 機械、農器具、計量器、ポンプ類、車両類(鉄道車両を除きます。)
- e. 粉粒体で紙袋入、またはビニール袋入のもの
- f. 照明具類、楽器類(部分品を含みます。 )とその付属品、引越荷物、演芸見世物用具
- g. ふすま(襖)、戸、障子、ふすまの縁と骨
- h. 工業薬品類、工業製剤、医薬品類、化粧品、清涼飲料水類、酒、ソース、酢、しょう油、漬物類および食料品でびん、陶器またはたる入のもの

注2 (急送品貨物)

- a. 生野菜、果物、乳、肉類、鳥卵、魚介類、澱粉(以上冷凍のものを含みます。)
- b. 氷、ドライアイス
- c. バター、チーズ、マーガリン、生酵母、焼竹輪、はんぺん、かまぼこ
- d. 苗木、球根類、こんにやく玉

注3 (汚損品等貨物)

- a. 黒鉛、ドライ粉、かす類(水分を含んだものに限ります。)
- b. 鮮魚、塩魚、塩類(焼塩及び食卓塩を除きます。 )であって、ばらもの、同包装入のもの
- c. 染料、顔料、塗料、硫酸ナトリウム、鉱油とタール類、ガラスくず、モルタル
- d. まくら木および電柱で薬品を注入したもの、パルプ(乾燥不十分のものに限ります。)
- e. 汚損品類(日本貨物鉄道株式会社の貨物品目分類表所定のもの)

イ. 割引率表

種 別	内 容	割 引 率
一貫パレチゼーション貨物	駅託貨物または駅留貨物	割引額1トンまでごとに 100円
	集貨付き貨物または配達付き貨物	割引額1トンまでごとに 200円
定型大量輸送貨物	駅託貨物または駅留貨物	割引額1トンまでごとに 100円
	集貨付き貨物または配達付き貨物	割引額1トンまでごとに 150円

## 2. 附帯料金

附帯料金率表

種	別	料 金 率
貨物引換証料	発送、到着ごとに 1通につき	520円
品代金取立料	発送、到着ごとに一口につき 10,000円まで	610
		10,000円をこえるものは、 10,000円までを増すごとに 350
着払手数料	発送、到着ごとに一口につき 30,000円まで	690
		30,000円をこえるものは、 5,000円までを増すごとに 100
車両留置料	最大積載量3.5トンまでの車両 1両につき	30分までごとに 810
	最大積載量3.5トンを超える車両 1両につき	30分までごとに 1,170
移送料	30メートルをこえるものにつき 30メートルまでを増すごとに	運賃計算トン数1トンまで ごとに 210
保管料	運賃計算トン数1トン1日までごとに	170
指図書料	1件につき	610
証明書発行手数料	1通につき	520

## 3. 消費税導入に伴う運賃料金の加算

運賃料金の総額に消費税法に基づく税率を乗じて計算した額。

## II 運賃料金の適用方

### (適用範囲)

1. この運賃料金は、車扱貨物の通運業務およびこれに附帯する業務を行う場合に適用します。

### (運賃料金の種別)

2. 基本運賃料金の種別ごとの適用方は、次のとおりとします。
  - (1) 発送料は、発駅において取扱、貨車積込、集貨の各業務を、到着料は、着駅において取扱、貨車取卸、配達の各業務を一貫して行う場合に適用します。
  - (2) 駅託発送料は、発駅において取扱、貨車積込の各業務を駅留到着料は、着駅において取扱、貨車取卸の各業務を一貫して行う場合に適用します。
  - (3) 集貨料は、集貨の業務のみを、配達料は、配達の業務のみを行う場合に適用します。

### (運賃料金の割増)

3. 運賃料金の割増の種別ごとの適用方は、次のとおりとします。

(1) 品目割増

貨物が割増品目に該当する場合に、品目割増を適用します。この場合、貨物の品目は原則として「日本貨物鉄道株式会社の貨物品目分類表」によります。

ただし、荷主がパレットを使用してユニット化した貨物で、貨車(適合貨車に限る)および荷主庭先とも荷役機械により積卸した場合は、特大品に該当する貨物であっても特大品割増を適用しません。また、上記以外の特大品貨物であっても、常備する荷役機械により貨車および荷主庭先の積卸作業が能率的に行えるものについては、所定の割増率を低減します。

(2) 分割貨物割増

荷主の要求により一口の貨物を、4か所以上分割して集貨もしくは配達し、または4回以上にわたって引渡しをうけ、もしくは引渡した場合に適用します。

(3) 時間外作業割増

荷主の要求により作業が表定の時間外に該当する場合は、時間外作業割増を適用します。ただし、作業が割増率を異にする時間にまたがって行う場合は、その時間の割合によって計算します。

なお、作業の一部が時間外にまたがって行う場合も同様とします。

(4) 冬期作業割増

別表(冬期作業割増)に定められた適用駅と適用期間内に作業を行う場合は、それぞれ所定の割増率を適用します。

(5) 大都市集配作業割増

表定の都市に所在する駅を発または着とする場合の集配を行うときは、それぞれ所定の割増額を加算します。

### (運賃料金の割引)

4. 運賃料金の割引の種別ごとの適用方は、次のとおりとします。

(1) 一貫パレチゼーション貨物割引

駅託または駅留貨物については、適合貨車を使用し、荷役機械により貨車積卸を、集貨または配達付き貨物については、荷主の保有する荷役機械を使用して、荷主庭先における貨物の積卸を行う場合に限り適用します。

(2) 定型大量輸送貨物割引

常時大量に輸送され能率的作業が可能な貨物で、特約した場合に限り適用します。

### (運賃料金計算の基礎)

5. 運賃料金計算の基礎は、次のとおりとします。

(1) 一口の範囲

一口とは荷送人、荷受人、発駅、着駅、託送の時、運賃料金支払方法、その他関係鉄道の車扱貨物運送に関する諸規程により運送条件を同じくするものをいいます。

(2) 貨物の重量

貨物の運賃計算重量は、関係鉄道の車扱貨物運送に関する諸規程によります。

ただし、ピギーバック輸送に関しては、積載貨物の有無にかかわらず、トラック 1 台あたり、その最大積載量として計算します。

(3) 適用号級

適用号級は、別表(適用号級)によります。

(4) 集配距離

集配距離は、駅構内の積卸場所と、荷主の指定する場所までの間の通常走行する経路の実キロ程によります。

(5) 政令指定都市

政令指定都市とは、地方自治法第 252 条の 19 第 1 項の規定により、政令で指定された都市をいいます。

### (運賃料金の計算方)

6. 運賃料金の計算方は、次によります。

(1) 運賃料金は、基準料率表により発送、到着ごとに一口ごとに計算します。なお、この料率は 10 パーセント以内増減したものにより計算することができます。

(2) 割増率または割引率を適用する場合は、前号の金額(端数処理を行わない金額)に対し、それぞれ所定の率を乗じた金額(金額で定めたものは、これによって計算した金額)を加減して計算します。なお、この所定の率は低減することができます。

(3) 2 種以上の割増率が重複する場合は、各割増率を合算します。

ただし、品目割増の特大型以外の割増が重複する場合は合算することなく、そのうちの最も高い割増率によります。

(4) 割増率の異なる貨物を積載している場合(割増率を適用する貨物と割増率を適用しない貨物を積載している場合を含む。)は、そのうちの最も高い割増率によります。

(5) 2 種以上の割引率が重複する場合は、そのうちの最も高い割引率によります。

(6) 割増率と割引率が重複する場合は割増率と割引率とを相互に加減した後、前(2)号により計算を行います。

(7) 前各号により計算した金額の 100 円未満の端数は、100 円に切り上げます。

(8) 取扱または貨車積卸のいずれかの業務のみを行った場合は、前各号により計算した駅託発送料または駅留到着料を低減して適用します。

- (9) 一口の貨物を荷主の要求により分割して受取り、または引渡した場合は、各分割部分ごとに一口とみなして計算します。ただし、この場合、分割した各口については最低トン数の制度を適用しません。
- (10) 運賃料金は、個建等によって計算することができます。この場合、前各号により計算した金額をこえないものとします。
- (11) 鉄道を利用してする通運の引受けをした場合の運賃料金は、鉄道および通運の所定額を合算したものによります。

### (実費負担)

- 7. 貨物を取扱うため、特別の施設を必要とする場合または特別の負担、もしくは特別の作業、(異種の運搬具を併用する場合を含む。)を求められた場合は実費によります。

### (附帯料金の種別)

- 8. 附帯料金の種別ごとの適用方は、次のとおりとします。

- (1) 貨物引換証料

- 貨物引換証の発行の依頼をうけた貨物について適用します。

- (2) 品代金取立料

- 品代金取立の依頼をうけた貨物について適用します。

- (3) 着払手数料

- 運賃料金の支払が着地払となる貨物について適用します。

- (4) 車両留置料

- 自動車が集配先に到着後、荷主の責により、30分を経過しても貨物の積卸に着手できない場合、その後の待時間について適用します。

- (5) 移送料

- 集貨、配達、貨車積卸または入出庫に関連して移送作業を行う場合に適用します。なお、移送距離は車側または倉庫の戸口をもって起点または終点とします。

- (6) 保管料

- 貨物の託送前または到着後に保管の依頼をうけた場合に適用します。なお、計算日数は次によります。

- ア. 発送貨物は、保管当日から発送の前日までの日数

- イ. 到着貨物は、荷受人(貨物引換証を発行したときは証券面の荷受人)に到着通知を出した日(到着通知不要の特約があるときは引渡し準備が終った日)または通知にかわる掲示を出した日の翌々日から引渡し当日までの日数

- (7) 指図手数料

- 鉄道へ貨物を託送した後、荷受人変更等の指図の依頼をうけた場合に適用します。

(8) 証明書発行手数料

配達証明等、証明書の発行の依頼をうけた場合に適用します。

**(附帯料金の計算方)**

9. 附帯料金の計算方は、次によります。

(1) 附帯料金は、附帯料金率表により発送、到着ごとに計算します。

ただし、移送料および保管料については、所定料金率を 10 パーセント以内増減したものに  
より計算することができます。

(2) 附帯料金率表によって計算した金額の最後に生じた 100 円未満の端数は、これを 100 円に切  
り上げます。

(3) 荷造り、仕分け、入出庫その他の業務に対しては、実費によります。この場合における実  
費は類似業務につき別に定めがあるときは、これを準用することがあります。

**(消費税導入に伴う運賃料金の加算方法)**

10. 消費税導入に伴う加算の方法は、次によります。

(1) 運賃及び料金の総額に消費税法に基づく税率を乗じて計算します。

(2) 前号により計算した金額の 1 円未満の端数は、1 円単位に四捨五入をします。

**(その他)**

11. この運賃および料金に関し、この適用方に定めのない事項については法令に反しない範囲内  
で当事者の取決め、または慣習によります。



## 別表

## 冬期作業割増

都道府県名	適用 駅		適用 期 間	割 増 率
	線 名	駅 名		
北 海 道	北海道各線	各 駅	月 日 月 日 11. 1～ 11. 30	割 2
	〃	〃	4. 1～ 4. 30	2
	〃	各駅(ただし、次に掲げるものを除きます。)	12. 1～ 3. 31	4
	函館本線	五稜郭、函館	〃	3
	室蘭本線	陣屋町～苫小牧間各駅	〃	3
青 森	青森県各線	各駅(ただし、次に掲げるものを除きます。)	〃	4
	八戸線	本八戸	〃	3
岩 手	岩手県各線	各駅(ただし、次に掲げるものを除きます。)	〃	4
	東北本線	一ノ関	〃	2
	大船渡線	陸中松川	〃	3
宮 城	宮城県各線	各駅(ただし、次に掲げるものを除きます。)	〃	3
	東北本線	岩沼、名取、宮城野	〃	2
	塩釜線	塩釜埠頭	〃	2
	仙石線	石巻港、石巻埠頭	〃	2
	仙台臨海鉄道線	各 駅	〃	2
福 島	福島県各線	各駅(ただし、次に掲げるものを除きます。)	〃	3
	常磐線	勿来、湯本	〃	2
	磐越西線	広田～塩川間各駅	〃	4
	只見線	西若松	〃	4
	福島臨海鉄道線	各 駅	〃	2
秋 田	秋田県各線	各 駅	〃	4
山 形	山形県各線	各駅(ただし、次に掲げるものを除きます。)	〃	4
	奥羽本線	上ノ山～漆山間各駅	〃	3
	羽越本線	羽前水沢、砂越、酒田港	〃	3
新 潟	新潟県各線	各駅(ただし、次に掲げるものを除きます。)	〃	4
	信越本線	焼島、東新潟港、新津	〃	3
	白新線	新潟貨物ターミナル	〃	3
	新潟臨海鉄道線	藤寄、太郎代	〃	3
長 野	長野県各線	各 駅	〃	2
富 山	富山県各線	各 駅	〃	3

都道府県名	適 用 駅		適 用 期 間	割 増 率
	線 名	駅 名		
石 川	石川県各線	各 駅	〃	3
福 井	福井県各線	各 駅	〃	3
岐 阜	高山本線	飛騨一宮、高山	〃	3
	東海道本線	美濃赤坂	〃	2
	近畿日本鉄道線	西大垣	〃	2
	西濃鉄道線	各 駅	〃	2
滋 賀	北陸本線	高 月	〃	2
鳥 取	鳥取県各線	各 駅	〃	2
島 根	島根県各線	各 駅	〃	2

別表

適用号級

(1) A号級適用駅

都道府県名	駅名
北海道	函館、五稜郭、苗穂、札幌貨物ターミナル、江別、茶志内、滝川、近文、陣屋町、本輪西、東室蘭、苫小牧、留萌、帯広、新富士、新旭川、北旭川、名寄、西港、港南、石油埠頭
青森	八戸貨物、東青森、八戸、本八戸、弘前、北沼
岩手	盛岡貨物ターミナル、厨川、釜石
宮城	宮城野、石巻港、石巻埠頭、塩釜埠頭、仙台港、仙台北港、仙台埠頭、仙台西港
福島	安積永盛、郡山貨物ターミナル、郡山、松川、東福島、会津若松、西若松
秋田	秋田貨物、秋田港、羽後牛島、中島埠頭、秋田北港、穀保町、向浜
山形	山形、漆山
新潟	新崎、南長岡、焼島、東新潟港、深沢、才津、西長岡、日越、越後関原、藤寄太郎代、新潟貨物ターミナル
長野	南松本、長野、北長野
茨城	赤塚、水戸、日立、神栖、知手、奥野谷浜
栃木	宇都宮貨物ターミナル、宇都宮
群馬	倉賀野、高崎、新前橋、南高崎
埼玉	新座貨物ターミナル、越谷貨物ターミナル
千葉	千葉貨物ターミナル、村田、浜五井、甲子、前川、椎津、北袖、京葉市原、食品北、食品南
東京	品川、東京貨物ターミナル、板橋、飯田町、八王子、拝島、小宮、北王子、金町、隅田川、新小岩操、小名木川、越中島貨物、業平橋、田端操
神奈川	相模貨物、西湘貨物、浜川崎、東高島、高島、新興、扇町、安善、大川、梶ヶ谷貨物ターミナル、根岸、水江町、千鳥町、末広町、浮島町、横浜本牧、本牧埠頭、川崎貨物
山梨	南甲府
静岡	三島、沼津、清水、天竜川、西浜松、東静岡
愛知	豊橋、笠寺、枇杷島、名古屋貨物ターミナル、西名古屋港、名古屋港、新守山、八田、高師、東名古屋港、東港、名古屋南港、昭和町、船見町、汐見町
三重	四日市、南四日市、塩浜
岐阜	西大垣

都道府県名	駅名
富山	富山貨物、東富山、能町、伏木、新湊、西富山
石川	金沢
福井	敦賀、南福井、敦賀港
滋賀	石山、膳所
京都	梅小路、向日町、松尾寺、二条
大阪	梅田、大阪貨物ターミナル、高槻、浪速、安治川口、百済
兵庫	尼崎、兵庫、鷹取、神戸港、姫路
鳥取	湖山、米子
島根	東松江
岡山	西岡山、水島、倉敷貨物ターミナル、西埠頭、東水島
広島	東福山、糸崎、東広島、大竹
山口	岩国、柳井、下松、新南陽、防府貨物、小郡、下関、宇部岬、居能、宇部港
香川	高松
愛媛	松山
高知	高知
福岡	東小倉、浜小倉、黒崎、久留米、大牟田、福岡貨物ターミナル、博多港、石原町、門司、外浜
長崎	長崎
大分	西大分
熊本	荒尾、上熊本、熊本、八代
宮崎	延岡、南延岡、細島
鹿児島	鹿児島

## (2) B号級適用駅

A号級適用駅以外の駅

(2) 通運事業コンテナ貨物運賃料金

I 運賃料金の種別および額

1. 基本運賃料金

(1) 基準料率表

ア. 取扱料

種 別 発着別		5 トンコンテナ貨物	10 トンコンテナ貨物
		発 送	600 円
到 着	600 円	1,190 円	

イ. 集荷料または配達料

5 トンコンテナ貨物

集配区域別 取扱駅	東京都区内および 大阪市内に所在す る駅	政令指定都市（大 阪市を除く。）に 所在する駅	その他の駅
	10 キロメートルまでのもの 1 個につき	11,060 円	9,970 円
10 キロをこえ 50 キロメートル までのものは、10 キロメートル までを増すごとに	2,510	2,510	2,510
50 キロメートルをこえ 100 キ ロメートルまでのものは 10 キ ロメートルまでを増すごとに	2,070	2,070	2,070
100 キロメートルをこえるも のは、10 キロメートルまでを 増すごとに	1,530	1,530	1,530

10 トンコンテナ貨物

集配区域別 取扱駅	東京都区内および 大阪市内に所在す る駅	政令指定都市（大 阪市を除く。）に 所在する駅	その他の駅
	10 キロメートルまでのもの 1 個につき	21,030 円	19,170 円
10 キロをこえ 50 キロメートル までのものは、10 キロメートル までを増すごとに	4,800	4,800	4,800
50 キロメートルをこえ 100 キ ロメートルまでのものは 10 キ ロメートルまでを増すごとに	3,820	3,820	3,820
100 キロメートルをこえるも のは、10 キロメートルまでを 増すごとに	2,830	2,830	2,830

## (2) 割増および割引率表

## ア. 割増率表

種 別	内 容	割増率	
品 目 割 増	ア. 火 薬 類	10 割	
	イ. その他 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">ア. 以外で日本貨物鉄道株式会社の貨物品目分類表 所定のもの（放射性物質を除きます。）</span>	3 割	
	貴 重 品	日本貨物鉄道株式会社の貨物品目分類表所定のもの	5 割
	ば ら 物	作業困難なもの	3 割
	汚 損 品 等	注 1 に掲げる貨物で作業上いちじるしく身体衣類を汚損するもの および身体に危害を及ぼすおそれのあるもの	3 割
	数 物	ア. 5 トンコンテナ貨物 1 個当りの積載個数が 350 個以上のもの イ. 10 トンコンテナ貨物 1 個当りの積載個数が 700 個以上のもの	1 割 1 割
冬 期 作 業	A 地区(別表の適用駅)	加算額 5 トンコンテナ貨物 1,200 円 10 トンコンテナ貨物 2,180 円	
	B 地区(別表の適用駅)	加算額 5 トンコンテナ貨物 2,180 円 10 トンコンテナ貨物 4,140 円	

## 注 1 (汚損品等貨物)

- a. 黒鉛、ダライ粉、かす類(水分を含んだものに限りませう。)
- b. 鮮魚、塩魚、塩類(焼塩および食卓塩を除きます。)であってばらもの、同包装入のもの
- c. 染料、顔料、塗料、硫酸ナトリウム、鉱油とタール類、ガラスくず、モルタル
- d. まくら木で薬品を注入したもの、パルプ(乾燥不十分のものに限りませう。)
- e. 汚損品類(日本貨物鉄道株式会社の貨物品目分類表所定のもの)

## イ. 割引率表

種 別	割 引 率
一貫パレチゼーション貨物	1 割
コンテナ通運デポ扱貨物	1 割

## 2. 附帯料金

附帯料金率表

種	別	料金率	
貨物引換証料	発送、到着ごとに 1通につき	520円	
品代金取立料	発送、到着ごとに 1個につき	10,000円まで	610
		10,000円をこえるものは、 10,000円までを増すごとに	350
着払手数料	発送、到着ごとに 1個につき	30,000円まで	690
		30,000円をこえるものは、 5,000円までを増すごとに	100
移送料	30メートルをこえるものにつき 30メートルまでを増すごとに	5トンコンテナ貨物1個につき	1,000
		10トンコンテナ貨物1個につき	1,980
保管料	関係鉄道の定めるコンテナ貨物料金表のコンテナ保管料によります。		
指図書手数料	1件につき	610	
証明書発行手数料	1通につき	520	

## 3. 消費税導入に伴う運賃料金の加算

運賃料金の総額に消費税法に基づく税率を乗じて計算した額。

## II 運賃料金の適用方

### (適用範囲)

1. この運賃料金は、コンテナ貨物の通運業務およびこれに附帯する業務を行う場合に適用します。

### (運賃料金の種別)

2. 基本運賃料金の種別ごとの適用方は、次のとおりとします。
  - (1) 取扱料は、通運事業者が自己の名義または他人の名義で、鉄道への託送または鉄道から受取る場合に適用します。
  - (2) 集貨料または配達料は、集貨または配達の業務を行う場合に適用します。

### (運賃料金の割増)

3. 運賃料金の割増の種別ごとの適用方は、次のとおりとします。
  - (1) 品目割増  
貨物が割増品目に該当する場合に、品目割増を適用します。この場合、貨物の品目は、原則として「日本貨物鉄道株式会社の貨物品目分類表」によります。

(2) 冬期作業割増

別表(冬期作業割増)に定められた適用駅において、集貨または配達の業務を行うもので、12月1日から翌年3月31日までに受託する貨物に対し、それぞれ所定の割増額を加算します。

**(運賃料金の割引)**

4. 運賃料金の割引の適用方は、次のとおりとします。

(1) 一貫パレチゼーション貨物の割引

一貫パレチゼーション貨物の割引は、荷主庭先において、荷役機械によりパレットに積載された貨物のコンテナへの取入れまたはコンテナからの取出し作業を行う場合に限り適用します。

(2) コンテナ通運デポ扱貨物割引

日本貨物鉄道株式会社の貨物運送約款に掲げるコンテナ通運デポ扱のものに適用します。

**(運賃料金計算の基礎)**

5. 運賃料金計算の基礎は、次のとおりとします。

(1) 集配区域

集配区域の1区は、取扱駅から10キロメートルまでの区域、2区は取扱駅から10キロメートルをこえ20キロメートルまでの区域、3区は取扱駅から20キロメートルをこえ30キロメートルまでの区域とします。

(2) 集配距離

集配距離は、取扱駅を起点または終点として荷主の指定する場所までの間の通常走行する経路の実キロ程によります。

(3) 取扱駅適用の特例

川崎貨物、梶ヶ谷貨物ターミナル、新座貨物ターミナルおよび越谷貨物ターミナルの各駅に発着するコンテナ貨物で、集貨および配達先が、東京都区内となるものについては、東京都区内に所在する駅に適用される料率によります。

また大阪貨物ターミナル駅に発着するコンテナ貨物で、集貨および配達先が大阪市内となるものならびに大阪市内を通過するものについては、大阪市内に所在する駅に適用される料率によります。

(4) 政令指定都市

政令指定都市とは、地方自治法252条の19第1項の規定により、政令で指定された都市をいいます。



### (運賃料金の計算方)

6. 運賃料金の計算方は、次によります。

- (1) 運賃料金は、基準料率表により発送、到着ごとにコンテナ貨物1個ごとに計算します。なお、この料率は10パーセント以内増減したものにより計算することができます。
- (2) 割増率または割引率を適用する場合は、前号の金額(端数処理を行わない金額)に対し、それぞれ所定の率を乗じた金額を加減して計算します。なお、この所定の率は低減することができます。
- (3) 冬期作業割増を除く割増率で、二種以上の割増率が重複する場合は、相互に合算することなく、そのうちの最も高い割増率によります。
- (4) 割増率の異なる貨物を積載している場合(割増率を適用する貨物と割増率を適用しない貨物を積載している場合を含む。)は、そのうちの最も高い割増率によります。
- (5) 二種以上の割引率が重複する場合は、そのうちの最も高い割引率によります。
- (6) 割増率と割引率が重複する場合は、割増率と割引率とを相互に加減した後、前(2)号による計算を行います。
- (7) 前各号により計算した金額の100円未満の端数は、100円に切り上げます。
- (8) 鉄道を利用してする通運の引受をした場合の運賃料金は、鉄道および通運の所定額を合算したものによります。

### (実費負担)

7. 貨物を取扱うため、特別の施設を必要とする場合、または特別の負担、もしくは特別の作業(異種の運搬具を併用する場合があります。)を求められた場合は、実費によります。

### (附帯料金の種別)

8. 附帯料金の種別ごとの適用方は、次のとおりとします。

- (1) 貨物引換証料  
貨物引換証の発行の依頼をうけたコンテナ貨物について適用します。
- (2) 品代金取立料  
品代金取立の依頼をうけたコンテナ貨物について適用します。
- (3) 着払手数料  
運賃料金の支払が着地払となるコンテナ貨物について適用します。
- (4) 移送料  
集貨、配達または入出庫に関連して移送作業を行う場合に適用します。なお、移送距離は、車側または倉庫の戸口をもって、起点または終点とします。

(5) 保管料

コンテナ貨物の託送前または到着後に保管を依頼された場合に適用します。なお、計算日数は、次によります。

ア. 発送貨物は、貨物を受取った日から発送した日の前々日までの日数

イ. 到着貨物は、貨物が到着した日の翌々日から荷受人に貨物を引渡した日までの日数

(6) 指図手数料

コンテナ貨物を託送した後、荷受人変更等の指図の依頼を受けた場合に適用します。

(7) 証明書発行手数料

配達証明等、証明書の発行の依頼を受けた場合に適用します。

**(附帯料金の計算方)**

9. 附帯料金の計算方は、次によります。

(1) 附帯料金は、附帯料金率表により発送、到着ごとに計算します。ただし、移送料については、所定料金率を 10 パーセント以内増減したものにより計算することができます。

(2) 附帯料金率表によって計算した金額の最後に生じた 100 円未満の端数は、これを 100 円に切り上げます。

(3) 荷造り、仕分け、入出庫その他の業務に対しては、実費によります。この場合における実費は、類似業務につき別に定めがあるときは、これを準用することがあります。

**(消費税導入に伴う運賃料金の加算方法)**

10. 消費税導入に伴う加算の方法は、次によります。

(1) 運賃及び料金の総額に消費税法に基づく税率を乗じて計算します。

(2) 前号により計算した金額の 1 円未満の端数は、1 円単位に四捨五入をします。

**(その他)**

11. この運賃および料金に関し、この適用方に定めのない事項については、法令に反しない範囲内で、当事者の取決めまたは慣習によります。

別表

## 冬 期 作 業 割 増

都道府 県 名	適 用 駅		地区区分
	線 名	駅 名	
北海道	函 館 本 線	札幌貨物ターミナル、滝川	B
		五稜郭	A
	室 蘭 本 線	東室蘭、苫小牧	A
	根 室 本 線	富良野、帯広、新富士、音別	B
	宗 谷 本 線	北旭川、名寄	B
	石 北 本 線	北見	B
青 森	東 北 本 線	八戸貨物、東青森	B
	奥 羽 本 線	弘前	B
岩 手	東 北 本 線	水沢、盛岡貨物ターミナル	B
宮 城	東 北 本 線	宮城野、岩沼、名取	A
	仙 石 線	石巻港	A
	塩 釜 線	塩釜埠頭	A
	陸 羽 東 線	古川	A
	仙 台 臨 海 鉄 道 線	仙台港、仙台西港	A
福 島	東 北 本 線	郡山貨物ターミナル、郡山、東福島	A
	磐 越 西 線	会津若松	B
	福 島 臨 海 鉄 道 線	小名浜	A
秋 田	奥 羽 本 線	秋田貨物、大館、横手	B
	同 和 鉦 業 小 坂 鉄 道 線	小坂	B
山 形	奥 羽 本 線	山形	A
	羽 越 本 線	酒田港	A
新 潟	羽 越 本 線	中条	B
	信 越 本 線	黒井、柏崎、南長岡、東三条	B
	白 新 線	新潟貨物ターミナル	A
	北 陸 本 線	青海	B
長 野	篠 ノ 井 線	南松本	A
	信 越 本 線	北長野	A
富 山	北 陸 本 線	富山貨物、魚津	A
	氷 見 線	能町	A
	新 湊 線	新湊	A
石 川	北 陸 本 線	金沢	A
福 井	北 陸 本 線	南福井、敦賀港	A
鳥 取	山 陰 本 線	湖山、米子	A
島 根	山 陰 本 線	東松江	A